

別表 1（第 3 条 支援の内容）

1 職場環境改善事業 （専門家が行う業務） 京都市内の農業現場への訪問による職場環境の現状や課題等の確認、及びそれを踏まえた働きやすい職場づくりに向けた助言・指導 （派遣期間・派遣回数） 支援対象者 1 者あたりの専門家派遣期間は通算で原則 1 2 か月以内、現場の訪問回数は通算で原則 5 回以内とする。
2 法人化支援 （補助対象経費） 法人設立に係る経費 （補助金額等） 上限額 1 0 万円（定額）
3 雇用募集支援 （補助対象経費） 求人に係る経費 （補助金額等） 上限額 6 万円（定額）
4 雇用実践支援 （補助対象経費） 実際の雇用に係る経費 （補助金額等） (1) 雇用時間が週 3 5 時間以上（障害者雇用の場合は週 2 0 時間以上）の場合 1 人あたり 4 万円/月×最長 9 か月（採用から 4 か月目以降を補助の対象とし、1 か月未満の期間は切り捨てる） (2) 雇用時間が週 2 0 時間以上 3 5 時間未満の場合 1 人あたり 2 万円/月×最長 9 か月（採用から 4 か月目以降を補助の対象とし、1 か月未満の期間は切り捨てる） （新規雇用就農者の要件等） (1) 雇用期間が 3 か月超 1 2 か月以下の有期雇用であること (2) 代表者の 3 親等以内の親族でないこと （その他） 補助の対象とする新規雇用者の数は、支援対象者 1 者あたり通算で 2 人までとする。